



マツダ株式会社 発行登録追補目論見書

MAZDA SUSTAINABLE BOND

マツダ サステナブル ボンド

2025年2月



2025年 2 月

発行登録追補目論見書

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6－関東 1－4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2025年 2月28日

【会社名】 マツダ株式会社

【英訳名】 Mazda Motor Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 毛籠 勝弘

【本店の所在の場所】 広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号

【電話番号】 (082) 282-1111

【事務連絡者氏名】 財務本部 資金部長 栗田 三徳

【最寄りの連絡場所】 広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号

【電話番号】 (082) 282-1111

【事務連絡者氏名】 財務本部 資金部長 栗田 三徳

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 35,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 2 月 9 日
効力発生日	2024年 2 月 17 日
有効期限	2026年 2 月 16 日
発行登録番号	6－関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
6－関東 1－1	2024年 3 月 1 日	15,000百万円	－	－
6－関東 1－2	2024年 7 月 25 日	30,000百万円	－	－
6－関東 1－3	2024年 11 月 27 日	15,000百万円	－	－
実績合計額 (円)		60,000百万円 (60,000百万円)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 40,000百万円
(40,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	19
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	19
第三部 【参照情報】	19
第1 【参照書類】	19
第2 【参照書類の補完情報】	20
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	23
第四部 【保証会社等の情報】	23
・ 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	24
・ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	25

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	マツダ株式会社第35回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金35,000百万円
各社債の金額(円)	金10万円
発行価額の総額(円)	金35,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.86%
利払日	毎年3月17日及び9月17日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年9月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月17日及び9月17日に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰上げる。 (3) 半か年に満たない期間に対する利息を計算するときは、その半か年の日割りでこれを計算する。 2 利息の支払場所 別記（（注）13 元利金の支払）記載のとおり。
償還期限	2032年3月17日
償還の方法	1 償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2032年3月17日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰上げる。 (3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記（（注）13 元利金の支払）記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年3月3日から2025年3月14日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年3月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、又、本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の社債のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。本項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2 担保提供制限の例外 当社が、合併又は会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社又は吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項は適用されない。
財務上の特約(その他の条項)	担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議の上、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は本欄第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び別記（（注）5 社債管理者への通知(2)）は適用されない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からA-の信用格付を2025年2月28日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事

情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2 振替社債

- (1) 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法第67条第2項の規定に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

3 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときであって社債管理者が承認したときには、本(1)③に該当しても期限の利益を失わない。
 - ① 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - ② 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
 - ③ 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
 - ④ 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第(2)号、本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)10の規定に違背し、社債管理者の指定する60日を下回らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
 - ⑤ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
 - ⑥ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - ⑦ 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - ⑧ 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑨ 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。
- (2) 前(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

4 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、又、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が次(2)に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類（金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない。）について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示を行うときには、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。ただし、当社が本(2)に規定する書類の写を遅滞なく社債管理者に提出した場合には、本(2)本文に定める社債管理者への通知を省略することができるものとする。
- (3) 当社は、前(2)に定める社債管理者への通知又は書類の提出について、有価証券報告書においては当該事業年度経過後3か月以内に、半期報告書においては当該事業年度が開始した日以後6か月の経過後45日以内に、臨時報告書及び訂正報告書においては前(2)の電子開示手続を行った後遅滞なく行うものとする。

5 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨ならびにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に

通知する。

(3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- ② 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- ③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

6 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料又は報告書を提出しなければならない。又、同様の場合に、社債管理者は、当社の費用で自らもしくは人を派して当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要なかつ合理的な範囲内でこれに協力する。

7 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に掲げる行為を除く。）を行わない。

8 債権者保護手続における社債管理者の異議申述

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

9 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者（事前に当社の承認を得た者に限る。）を定めて辞任することができる。
 - ① 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - ② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
- (2) 前(1)の場合には、当社ならびに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

10 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市内で発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。又、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

11 社債要項の公示

当社は、その本社に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を本（注）10に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、広島県においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。又、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

14 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	8,750	1 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	8,750	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	8,750	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	8,750	
計	—	35,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	1 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金 2 銭を支払うこととしている。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
35,000	189	34,811

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額34,811百万円は、全額を当社が策定したサステナブル・ファイナンス・フレームワーク（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載）におけるグリーン/トランジション適格事業（バッテリー電気自動車の開発・生産、マルチソリューションによるCO₂排出量の削減、工場内発電の脱炭素化、再生可能エネルギーの調達、自動車製造工程におけるエネルギー効率の改善）のいずれかに該当する新規又は既存の事業（いずれもリファイナンスを含む。）及びソーシャル適格事業（先進安全技術/高度運転支援技術）に該当する新規又は既存の事業（いずれもリファイナンスを含む。）に、2028年2月27日まで（リファイナンスについては2025年3月17日まで）に充当する予定であります。なお、適格事業に充当されるまでの間の未充当資金については、現金又は現金同等物にて運用する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

トランジション/ソーシャルボンドとしての適格性について

当社は、サステナブル・ファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」という。）を策定しております。当社は、第三者評価機関であるJCRより、本フレームワークにつき関連する以下の原則等（以下、「原則等」という。）への適合性に係る第三者意見を取得しています。

- ・ グリーンボンド原則（GBP）2021（注1）
- ・ グリーンローン原則（GLP）2023（注2）
- ・ ソーシャルボンド原則（SBP）2023（注3）
- ・ ソーシャルローン原則（SLP）2023（注4）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021（注5）
- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）2023（注6）
- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）2023（注7）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（CTFH）2023（注8）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（注9）
- ・ グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（2022年版）（注10）
- ・ ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）（注11）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022年版）（注12）

なお、本フレームワークに係る第三者評価の取得に関し、経済産業省の「令和5年度温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）」（注13）の補助金交付対象となることについて、指定外部評価機関たるJCRは一般社団法人低炭素投資促進機構より交付決定通知を受領しています。

（注）

1. 「グリーンボンド原則（GBP）2021」とは、国際資本市場協会（以下、「ICMA」という。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン（以下、「グリーンボンド原則」という。）です。
2. 「グリーンローン原則（GLP）2023」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケート＆トレーディング協会（LSTA）（以下、「LMA等」という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドライン（以下、「グリーンローン原則」という。）です。
3. 「ソーシャルボンド原則（SBP）2023」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン（以下、「ソーシャルボンド原則」という。）です。
4. 「ソーシャルローン原則（SLP）2023」とは、LMA等により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドライン（以下、「ソーシャルローン原則」という。）です。
5. 「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン（以下、「サステナビリティボンド・ガイドライン」という。）です。
6. 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）2023」とは、ICMAが2023年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドライン（以下、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」という。）です。
7. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）2023」とは、LMA等が2023年2月に公表したサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドライン（以下、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」という。）です。
8. 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（CTFH）2023」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）の主導の下でクライメート・トランジション・ファイナンス・ワーキング・グループにより策定され、特に排出削減困難なセクターにおいて、トランジションに向けた資金調達を目的とした資金用途を特定したファイナンスまたはサステナビリティ・リンク・ファイナンスに際して、その位置付けを信頼性のあるものとするために推奨される、発行体レベルでの開示要素を明確化することを目的としたハンドブック（以下、「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」という。）です。

9. 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」とは、金融庁・経済産業省・環境省において、クライメート・トランジション・ファイナンスを普及させ、より多くの資金の導入による国内における2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的として策定されたものです。
10. 「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（2022年版）」とは、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンボンド原則及びサステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、我が国におけるグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に則した解釈が示されています。
11. 「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に則した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。
12. 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022年版）」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについてグリーンローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に則した解釈が示されています。
13. 「令和5年度温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）」とは、トランジション・ファイナンス等を実施しようとする企業や地方公共団体等に対して第三者評価を行う事業に要する費用について、指定外部評価機関に対して補助金を交付する事業です。対象となるトランジション・ファイナンス等の要件は、その調達時点において、以下の①または②に該当するもので、外部有識者による審査委員会（非公開）にて以下（ア）～（ウ）のような基本指針等の適合性の観点から総合的に審査、採択されたものとなります。
 - ① 資金用途特定型：ICMAハンドブック、基本指針で示されるトランジションの4要素を満たし、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、ソーシャルボンド原則またはガイドライン、グリーンローンガイドラインに整合したボンドまたはローン。ただし、資金用途がガイドラインやグリーンローンガイドラインに具体的な例として例示されているものなどのいわゆるグリーンプロジェクトに当たらないものも含む。
 - ② 資金用途不特定型：ICMAハンドブック、基本指針で示されるトランジションの4要素を満たし、サステナビリティ・リンク・ボンド原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則またはガイドライン、グリーンローンガイドラインに整合したボンドまたはローン。
 - （ア） 基本指針に定められた「べきである」だけでなく「望ましい」「可能である/考えられる」までも可能な範囲で対応されていること
 - （イ） 戦略及び短期・中期・長期の目標が科学的根拠に基づいていること
 - （ウ） 我が国への裨益があること

サステナブル・ファイナンス・フレームワークについて

1. クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック等に基づく開示事項

（1）クライメート・トランジション戦略とガバナンス

・ 2050年カーボンニュートラルに向けて

当社は、2050年のサプライチェーン全体でのカーボンニュートラル（以下、「CN」）への挑戦を宣言しました。

当社は、2050年CNの実現に向けて、クルマのライフサイクル全体でCO₂排出量削減に取り組むことの重要性を踏まえ、Well-to-Wheelの視点/ライフサイクルアセスメント（以下、「LCA」）の視点で、世界各地のエネルギー源・発電形態等を踏まえた適材適所の対応が可能となるマルチソリューションを提供する必要があると考えています。

生産・物流領域の取り組みにおいても、「エネルギーの価値の最大化」「エネルギーの多様化」を推進し、グローバルでの工場/オフィス/物流からのCO₂総排出量を削減していきます。

これらの取り組みは、サプライチェーン全体での対応が不可欠であり、自治体や他産業と連携しながら推進していきます。

・ CN戦略概要

<商品領域>

当社は、2030年頃のクルマについては、高効率な内燃機関・電気デバイス技術・高効率トランスミッション・車体の軽量化等を組み合わせたクルマ全体での低燃費化が一層進むとともに、多様化した燃料に対応する技術革新が進むと考えます。また、再生可能エネルギー等のグリーン電力で賄える地域では電気自動車（以下、「EV」）が選択されと考えます。2030年頃までのEV時代への移行期間には、内燃機関、電動化技術、代替燃料等さまざまな組み合わせとソリューションを持ち、地域の電源事情に応じて、適材適所で提供していくマルチソリューションのアプローチが有効と考えています。

電動化については、規制動向の変化や消費者のニーズ、受容度、社会インフラの開発状況等の今後の変化に柔軟に対応できるよう、パートナー企業との協業をしながら以下に示す3つのフェーズにて段階的に進めていきます。

■ 電動化技術の開発推進

2030年頃までのEV時代への移行期間には、内燃機関、電動化技術、代替燃料などさまざまな組み合わせとソリューションを持ち、地域の電源事情に応じて、適材適所で提供していくマルチソリューションのアプローチが有効と考えています。一方、各国の電動化政策や規制の強化動向を踏まえ、2030年のグローバルにおけるEV販売比率の想定を25～40%としています。昨今、規制動向や、エネルギー危機、電力不足など、さまざまな変動要素が顕在化しています。また、それらの今後の進展は非常に不透明です。規制動向の変化や消費者のニーズ、受容度、社会インフラの開発状況などの今後の変化に柔軟に構えられるよう、パートナー企業との協業をしながら以下に示す3つのフェーズにて段階的に電動化を進めていきます。

第1フェーズ（2022 - 2024年）：電動化時代に向けた開発強化

既存の技術資産であるマルチ電動化技術をフル活用して魅力的な商品を投入し、市場の規制に対応していきます。既に投入を開始しているラージ商品群によって、プラグインハイブリッド車（以下、「PHEV」）やディーゼルのマイルドハイブリッド等、環境と走りを両立する商品で収益力を向上させつつ、EV専用車の技術開発を本格化させます。

第2フェーズ（2025 - 2027年）：電動化へのトランジション

電動化への移行期間における燃費向上によるCO₂削減を目指し、新しいハイブリッドシステムを導入する等、これまで培ってきたマルチ電動化技術をさらに磨きます。電動化が先行する中国市場においてEV専用車を導入するほか、グローバルにEVの導入を開始します。内燃機関については、熱効率のさらなる改善技術の適用や再生可能燃料の実現性に備え、その効率を極限まで進化させていきます。

第3フェーズ（2028 - 2030年）：EV本格導入

EV専用車の本格導入を進めるとともに、外部環境の変化や財務基盤強化の進捗を踏まえ、電池生産への投資等も視野に入れた本格的電動化に軸足を移していきます。

これら3つのフェーズを通じて、地域特性と環境ニーズに適した電動化戦略を着実に進め、地球温暖化抑制という社会課題の解決に貢献していきます。

<製造領域>

2050年のサプライチェーン全体でのCN実現に向け、まずは「2035年にグローバル自社工場でのCN実現」に挑戦します。また、中間目標としてグローバルでの二酸化炭素（CO₂）排出量の約75%を占める国内の自社工場と事業所（※）におけるCO₂排出量を、2030年度に2013年度比で69%削減することを目指します。また、こうした国内での取り組みをモデルに、海外の工場においても最適なアプローチを進めていきます。

これらの目標に向けては、（Ⅰ）「省エネルギーの取り組み」、（Ⅱ）「再生可能エネルギーの導入」、（Ⅲ）「CN燃料の導入等」の3つの柱で進めていきます。

※ 本社・本社工場（広島県安芸郡及び広島市）、防府工場（山口県防府市）、三次事業所（広島県三次市）を含む全17拠点

（Ⅰ）省エネルギーの取り組み

当社では従来から国内の当社グループ全体で、低CO₂排出の生産技術の導入や日々のたゆまぬ改善による省エネ活動を継続してきました。今後もその継続に加え、中長期視点でCN目標達成に向けた活動を製造領域のみならず間接部門も含めた全社で拡大・推進していきます。また、製造領域での新規設備導入や設備更新の際には、投資判断の基準にインターナルカーボンプライシングを導入することによって将来の炭素価格を考慮することで、CO₂排出量削減の効果が高い施策への設備投資を加速させます。

（Ⅱ）再生可能エネルギーの導入

■再エネ電力の導入拡大

中国地域におけるCN電力需給拡大に向け、2021年11月、中国経済連合会が設立した「中国地域カーボンニュートラル推進協議会」の専門部会の1つとして設置された「カーボンニュートラル電力推進部会」に事務局として参画し、取り組みを推進しています。その成果として連携パートナーと協力しながら再生可能エネルギー由来の電力の需給拡大に向けたロードマップを策定しました。2023年度から関連するパートナーが連携しロードマップ実現に向けた実証及び実装のステージに移行しています。再エネ電力拡大の一例として、2023年3月に、地場企業と共に太陽光発電によるオフサイトコーポレートPPAの契約を締結しました。

今後も中国地域でのPPAの拡大を図るとともに、それ以外の地域においてもPPAを拡大し、電力会社からの再生可能エネルギー等非化石電源由来電力の購入を推進します。

■中国地域におけるCN電力需給拡大に向けた取り組み



(出所：当社ウェブサイト (2023年12月14日) 「TCFDへの賛同および対応」)

■CNエネルギーの調達

石炭火力発電の脱炭素化を進めるべく、隣接する四国地域にて、「波方ターミナルを拠点とした燃料アンモニア導入・利活用協議会」に参画し、アンモニアの調達に向けた検討を進めていきます。将来的にはこのアンモニアを活用し、当社敷地内にある電気と蒸気を供給する発電設備の燃料を石炭からアンモニア専焼に燃料転換することを計画していきます。

(Ⅲ) CN燃料の導入等

■次世代バイオ燃料の普及拡大

ひろしま自動車産学官連携推進会議（ひろ自連）と株式会社ユーグレナが、2018年に共同設立した「ひろしま“Your Green Fuel” プロジェクト」への参画や、実車を用いた次世代バイオディーゼル燃料の実証事業の拡大により、次世代バイオディーゼル燃料の原料製造・供給から利用に至るまでの地産地消モデルの構築を支援しています。

また、次世代バイオ燃料の調達手段の多様化を図るため、同燃料の開発・製造を行う株式会社ユーグレナへの支援も行い、当社社内の物流等で活用する検討を進めています。

なお、燃料転換が困難とされるエネルギー源については、中国地方をはじめとする地域のCO₂吸収を促進する森林保全や再造林等のJ-クレジットを活用していきます。

以上の3つの柱を推進することで、2035年にグローバル自社工場でのCN実現に向けての中間目標として、2030年度での国内の自社工場と事業所のCO₂排出量（他のGHGを含む）を2013年度比で69%削減することを目指すとともに、2030年度時点での非化石電気使用率は75%となる計画です。

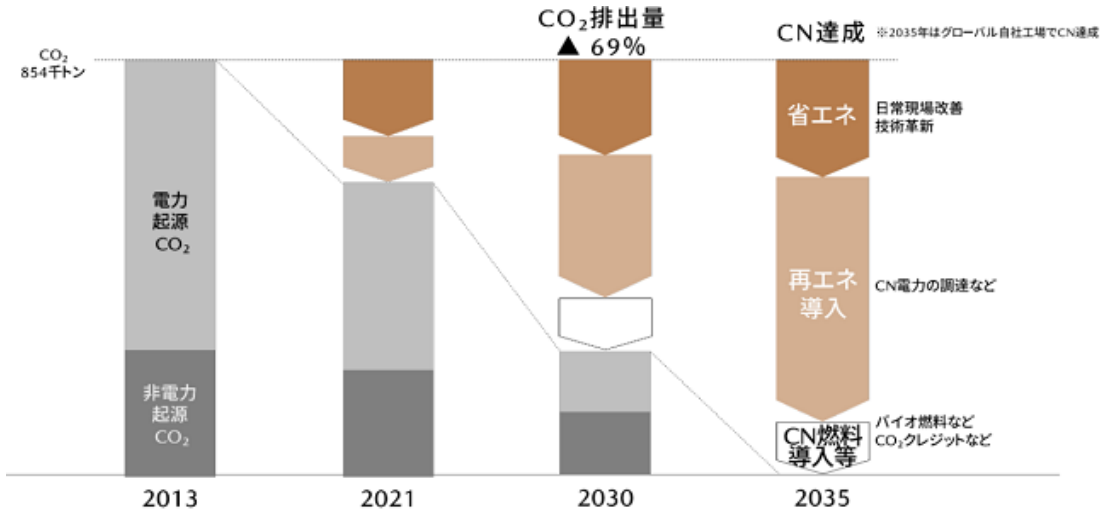
なお、当社は2023年5月に経済産業省が主催するGXリーグに正式に参画しました。参画にあたっては国内の自社工場と事業所としての削減目標を示し、GXダッシュボード上で進捗を公開していきます。

<国内の自社工場と事業所のScope 1、2目標（GXリーグ登録）>

年度	排出量	削減率
2013（基準年）	854千トン	-
2025	625千トン	▲27%
2030	266千トン	▲69%

（出所：当社ウェブサイト（2023年12月14日）「TCFDへの賛同および対応」）

<マツダ国内自社工場・事業所 カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ>



（出所：当社ウェブサイト（2023年12月14日）「マツダ、カーボンニュートラル実現に向けた中間目標とロードマップを具体化」）

<取り組み内容>

	考え方	2030年度中間目標達成に貢献する主な取り組み（Scope 1、2）
省エネ	・生産及びインフラ領域と間接部門を含めた全社領域での取り組みを実施	・インテリナルカーボンプライシングの導入による設備投資の加速 ・生産性改善及び業務効率化（生産性向上、品質改善、運用改善、シミュレーション検証など） ・設備の高効率化（照明のLED化、モーター駆動設備へのインバーター制御導入、空調設備の高効率化など） ・技術革新（塗装吹付塗着効率の向上、熱処理炉の低温化など）
再エネ導入	・工場内発電の脱炭素化や外部電力の調達などの実施	・本社工場内発電設備を石炭からアンモニア専焼へ燃料転換 ・各拠点における地域と連携したコーポレートPPAの活用 ・電力会社から再生可能エネルギー等非化石電源由来電気の購入
CN燃料導入等	・社内輸送などでのCN燃料の導入 ・CO₂クレジットの活用など	・社内輸送車両などの燃料を次世代バイオ燃料などへ転換 ・中国地域創出のJ-クレジット（森林吸収）取得

（出所：当社ウェブサイト（2023年12月14日）「マツダ、カーボンニュートラル実現に向けた中間目標とロードマップを具体化」）

<サプライチェーン領域>

サプライチェーンへの対応も必要であり、輸送会社や購買取引先と共にCO₂排出量を削減する活動を段階的に進めていきます。国内においては、サプライチェーンの構造改革に取り組むほか、CN燃料の活用拡大を進めていきます。

■パートナー企業との協業

電動化の進展とともに地域経済が持続的に発展していくためには、中国地域で電動化関連部品等の電動化技術

を育て、当社を含めたサプライチェーン全体を進化させることが必要なことから、この取り組みの第一歩として、電動駆動ユニットの高効率な生産技術の開発や生産・供給を行う合弁会社を地元企業と共に設立しました。また、電動駆動ユニットの基幹部品であるシリコンカーバイドパワー半導体を含むインバーターや車載用モーターについては、卓越した技術をもつ複数企業と共に合弁会社を設立しました。電池については「グリーンイノベーション基金事業」に採択された先端電池技術の自社研究開発を続けながら、パートナー企業からの調達を推進しています。

■お取引先さまのCO₂排出量削減

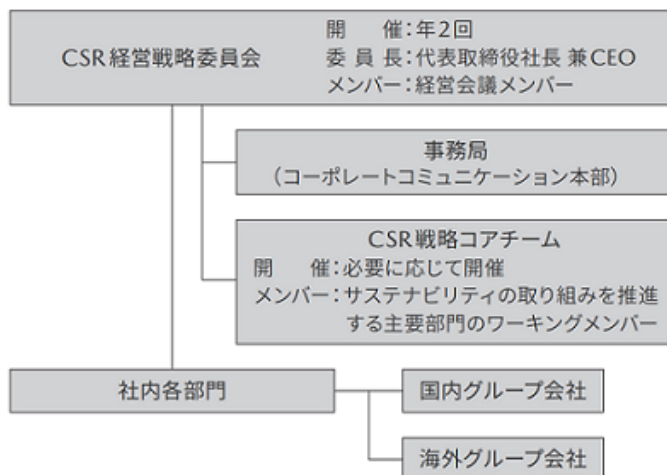
2021年より、国内外の主要なお取引先さまに対して当社の2050年CNへの挑戦を説明し、理解促進を図った上で、Tier 1のお取引先さまが排出しているScope 1、2及び当社への納品時の物流におけるCO₂排出量のデータ収集を開始しました。お取引先さまの業態により現状のCO₂排出量やその削減に向けての難易度はさまざまであるものの、お取引先さまと共に削減目標達成のロードマップを描くことを進めています。また、2023年度からは、お取引先さまの取り組みを称える表彰制度を新たに設定しました。

・ガバナンス

当社は、代表取締役社長を委員長とし、経営会議メンバーで構成される「CSR経営戦略委員会」を設置し、サステナビリティを推進しています。委員会は、社会環境の変化を踏まえグローバル視点で当社に期待されているサステナビリティの取り組みを討議した上で、取り組み方針やガイドラインを決定しており、社内各部門は、当該委員会での決定事項を理解した上で業務目標や計画等を策定し、グループ会社と連携を図りながら、業務を行っています。なお、2015年度からは取締役会でサステナビリティを巡る課題の討議を行っています。また、昨今のESGに対する関心の高まりを踏まえ、より実効性のある体制構築が必要と考え、体制の見直しの検討を進めています。

サステナビリティ推進体制図

(2023年3月31日時点)



(出所：「マツダ統合報告書2023」 p. 48)

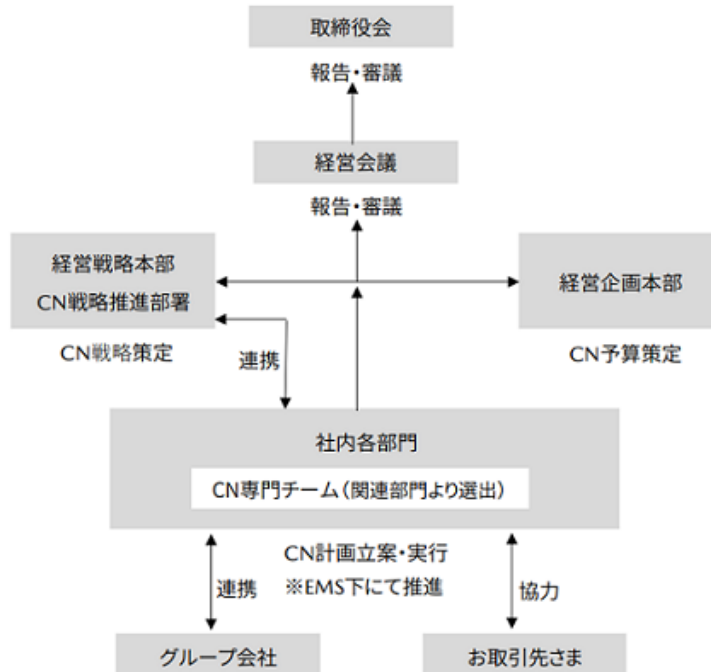
また、2050年CNへの挑戦にあたり、取締役がCN戦略を統括し、CN担当役員を任命しています。2021年には経営戦略室をリード部門として商品・製造・購買・物流・販売・リサイクル等に携わる部門から成るCN対応を専門とするチーム（以下、「専門チーム」）を結成し、CN担当役員の下、経営戦略室がチームを率いて、気候変動に關する政府間パネル（以下、「IPCC」）や国際エネルギー機関（以下、「IEA」）のシナリオや動向をもとに選別したリスクと機会へのLCA視点での対応戦略、取り組みに必要な投資や経費、対応スケジュール等を立案・推進してきました。

2023年4月には経営戦略室と商品戦略本部の一部機能を統合した経営戦略本部を新設し、その中にCN戦略を推進する部署を新たに設置しました。従来の専門チームはこの部署のリードの下、それぞれの専門領域にて、戦略立案と共にこれまで立案された戦略に基づいた計画を実行に移していきます。また、計画実行を全社で推進するために、従来からのISO14001環境マネジメントシステム（EMS）にCNを融合させる管理を開始しました。なお、商

品・技術の領域においては、経営戦略本部内に新設された部署にて、全社戦略と整合した計画立案を推進していきます。

こうした戦略は、代表取締役社長が出席する経営会議や取締役会で報告・審議しています。また、気候変動を含むサステナビリティを巡る課題への対応については、取締役会へ適時・適切に報告しています。

カーボンニュートラル推進のマネジメント体制



(出所：当社ウェブサイト (2023年6月14日) 「TCFDへの賛同および対応」)

さらに、当社ではサプライヤーや販売会社等と連携し、バリューチェーン全体を通じてサステナビリティ取り組み推進体制を構築しており、国際ルールや各国・各地域の法令順守のみならず、現地の歴史、文化、慣習等を併せて尊重した取り組みができるよう、関係するステークホルダーとの対話を重視しています。



(出所：「マツダサステナビリティレポート2023」 p. 9)

(2) ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

当社は、国連が定めるSDGsやグローバルなESG評価機関の調査項目等を参考としたステークホルダーの視点、2030経営方針の実現に向けた事業取り組み等の当社グループにとっての重要性の視点という2つの視点を考慮し、事業活動を通じて解決すべき社会課題を特定しています。

<マテリアリティの見直し・特定プロセス>

STEP 1：社会課題の抽出

ステークホルダー視点からの課題抽出にあたっては、グローバルなESG評価機関の調査項目から投資家の期待や、グローバル社会からの期待を分析し、整理しました。当社グループにとっての重要性の視点は、2030経営方針やサステナブル“Zoom-Zoom”宣言2030、有価証券報告書等に記載している当社グループ特有の課題を整理

し、抽出しました。

STEP 2：課題の影響度の評価と優先順位付け

STEP 1 で抽出した課題に対し、ステークホルダーにおける影響度と当社グループにおける影響度の2軸で評価し、優先的に取り組むべき項目を特定しました。また、SDGsの169のターゲットと照合することで長期的視点で取り組むべき事項を明確化しました。

STEP 3：妥当性の確認

STEP 2 で特定した項目の優先度に関し妥当性を確認するため、マネジメントと協議し、合意を得ました。

STEP 4：マテリアリティの開示

STEP 1～STEP 3 で特定したマテリアリティの項目に対し、着実な実行とフォローアップを行うための具体的な取り組み計画を策定中です。今回特定したマテリアリティと今後策定する取り組み計画をステークホルダーへ開示するとともに、定期的に評価し、見直すことで、計画・実行・評価・改善というPDCAプロセスを構築していきます。

「地球」の課題への取り組み	・2050年カーボンニュートラルへの挑戦 ・資源循環
「人」の課題への取り組み	・心と身体の活性化 ・人的資本の強化
「社会」の課題への取り組み	・安全・安心なクルマ社会の実現 ・心豊かに生活できる仕組みの創造
「地球」「人」「社会」の課題への共通の取り組み	・品質向上 ・「人と共に創る」仲間づくり

(出所：「マツダサステナビリティレポート2023」 p. 8)

(3) 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略

・シナリオ分析によるリスク、機会の特定及び取り組み

当社は2019年5月、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」に対する賛同を表明して「TCFDコンソーシアム」に参加し、気候変動への取り組みを強化していく姿勢を示しました。

また、IPCC（AR1～AR5までの評価報告書、1.5℃特別報告書、等）やIEA（World Energy Outlook、Energy Technology Perspective、EV Outlook、等）のシナリオ、政策や規制動向、業界動向をもとにした検討から、当社独自の前提を置いたシナリオを策定し、その中から主なリスクと機会として以下を認識した上で、科学的根拠をもってトランジション戦略を定めています。

<主なリスクと機会>

移行 リスク	政策・法規制	・燃費や排出ガス規制の強化、炭素税導入などのカーボンプライシングの厳格化
	技術	・電動駆動や電池など、電動化技術開発リソースの拡大
	市場	・電動化や軽量化のための原材料価格の高騰や半導体部品調達の逼迫 ・政情や市場の影響による化石燃料及び再生可能エネルギーの逼迫によるエネルギー価格の高騰や供給不安定化
	評判	・投資家によるESG投資判断への影響
物理的 リスク	急性	・甚大化する豪雨による災害やサプライチェーン寸断に伴う生産停止、熱波による健康被害
	慢性	・自然災害の激甚化や災害の頻発、海面上昇に伴う高潮発生頻度の高まりなどによる生産停止影響の拡大、操業に必要な水の枯渇や水価格の上昇、熱帯性の疫病の蔓延

機会	資源の効率性	・マテリアルリサイクルの徹底による原材料の効率的活用
	エネルギー源	・地域と連携した電力需給推進によるCN電力の安定受給 ・再生可能エネルギー源の多様な選択
	製品／サービス、市場	・ビルディングブロック構想、マルチソリューションによる適材適所の商品展開 ・自動車用次世代燃料（バイオ燃料、合成燃料などの代替燃料）に適応した商品の多様化 ・適材適所の商品展開及び商品の多様化による市場機会の拡大

(出所：当社ウェブサイト（2023年12月14日）「TCFDへの賛同および対応」)

こうした機会獲得とリスクの回避または最小化のために、前述のCN戦略における取り組みを進めています。

・指標と目標

2050年サプライチェーン全体でのCNへ挑戦するためには、Scope 1、2、3の温室効果ガス（以下、「GHG」）排出量の把握が必須となります。また、炭素税導入等によるカーボンプライシングの厳格化等、財務影響が考えられます。当社は、グループ会社及びサプライチェーン全体で、環境に配慮した事業活動を効果的に行うために、従来からのISO14001環境マネジメントシステム（EMS）にCNを融合させる管理を開始しました。また、お取引先さまに対しては、Scope 1、2及び当社への納品時の物流におけるCO₂排出量データ（当社におけるScope 3 カテゴリー1）を毎年提供いただき、お取引先さまと共に目標を設定し、結果を管理しています。

なお、当社の地球温暖化抑制に向けた対応に関する主な指標と目標は以下の通りです。

商品領域	目標：2050年カーボンニュートラル実現 2030年時点の中間指標：EV比率 (グローバル販売における電動化比率は100%、EV比率は25-40%を想定)
製造領域	目標：2035年にグローバル自社工場のカーボンニュートラル実現 (2030年度時点の中間目標：マツダ単体のCO ₂ 排出量を2013年度比で69%削減) 指標：工場カーボンニュートラル進捗率

(出所：当社ウェブサイト（2023年12月14日）「TCFDへの賛同および対応」)

上述のトランジションに向けた個々の施策や指標及び目標設定は、2023年3月に経済産業省より公表された「『トランジション・ファイナンス』に関する自動車分野における技術ロードマップ」とも整合していると考えます。

なお、本社工場内の発電設備を石炭からアンモニア専焼に燃料転換することを含む発電設備のCO₂ゼロエミッション化については、経済産業省が公表した「『トランジション・ファイナンス』に関する電力分野における技術ロードマップ」と整合していると考えます。

いずれの分野別ロードマップも、我が国の2050年CN実現に向けて、科学的根拠に基づいた省エネ・高効率化、燃料転換等の着実な低炭素への取り組みに加え、将来的な革新技術についても、国内の各政策、国際的なシナリオ等を参照し、背景や時間軸とともに表すものとして、経済産業省が策定しているものです。

(4) 実施の透明性

当社のトランジション戦略を実行していくためには、電池向け投資、その他の電動化投資、工場のCN化に向けた投資を主として、協業先も含め長期的に多額の投資が必要となります。投資予測については、IR等でも開示しているものの、変動要因も大きいことから、見通しに大きな変更があった場合には可能な範囲で適宜開示に努めていきます。

なお、当社は2022年11月に公表した電動駆動ユニットの開発・生産に向けた協業の一環として、中国地域で電動化関連部品等の電動化技術を育て、当社を含めたサプライチェーン全体を進化させることが必要との考えの下、オンド、広島アルミニウム工業、ヒロテックと電動駆動ユニットの高効率な生産技術の開発や電動駆動ユニットの生産・供給体制の確立を行う合弁会社を設立しました。また、2021年より、国内外の主要なお取引先さまに対して当社の2050年CNへの挑戦を説明し理解促進を図った上で、CO₂排出量のデータ収集を開始しました。お取引先さまの業態により、現状のCO₂排出量やその削減に向けての難易度はさまざまであることから、お取引先さまと共に削減目標達成のロードマップを描くことを進めています。加えて、当社から定期的に共有プラットフォームで気候関連リスクに関する情報を共有しています。当社は地元中国地域のお取引先さまを皮切りに電動駆動ユニットを生産できる体制を共に構築、進化することにより、中国地域を始めとした各地における産業・雇用維持を図り、地域経済の発展に貢献していきます。

また、当社はリスクマネジメント基本ポリシー、リスクマネジメント規程及びその他関係する社内規程に従って社内外のさまざまなリスクの把握と低減活動を継続し、事業の継続と安定的な発展の確保に努めています。

把握したリスクは重要度を踏まえて、個別のビジネスリスクについては該当する業務を担当する部門が、全社レベルのリスクについては全社横断的な業務を担当する部門が、それぞれPDCAサイクルを回し、適切に管理しています。

また、経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置する等適切な措置を講じることとしています。

加えて、環境リスクマネジメントとして、各工場・事業所における環境汚染や事故等を想定した訓練、大気汚染、水質汚濁等の環境モニタリングを定期的を実施しています。また、トランジション戦略の実施に起因する環境・社会へのネガティブな影響を低減するためのプロセスとしては、事業の実施にあたり各国・各地域の法令を

順守するほか、「マツダ企業倫理行動規範」に従い、誠実で公正な事業活動への取り組みを進めています。また、充当事業に関して仮にESG関連の論争を認識した場合、別の適格事業への調達資金の再充当を行うとともに、その旨レポートを実施する予定です。

2. グリーンボンド原則等における4要素への適合（資金使途特定型）

（1）調達資金の使途

当社は、資金使途特定型のサステナブル・ファイナンスで調達した資金を、適格クライテリアのいずれかに該当する新規または既存の事業に充当します。資金を充当する事業に応じて以下の4種類のファイナンスを実施します。

種別	内容
トランジションファイナンス	グリーン/トランジション適格事業のみを資金使途とするファイナンス
グリーンファイナンス	グリーン/トランジション適格事業のうち、適格クライテリア1)、4)のみを資金使途とするファイナンス
ソーシャルファイナンス	ソーシャル適格事業のみを資金使途とするファイナンス
サステナビリティファイナンス	グリーン/トランジション適格事業のうち、適格クライテリア1)、4)、及びソーシャル適格事業を資金使途とするファイナンス

なお、調達した資金について、既存事業への充当は、資金調達時から過去36か月以内のものに限定します。また、調達した資金については、調達から36か月以内に適格事業へ充当するよう努めます。

1. Well-to-Wheel視点でクルマのCO₂排出量を削減（グリーン/トランジション適格事業）

グリーンカテゴリ	適格クライテリア	事業概要
クリーンな運輸	1) バッテリー電気自動車（以下、「BEV」）の開発・生産	・BEVの車両の開発・製造に関する研究開発費、設備投資及び製造原価 ・バッテリー等のBEVの構成部品の開発・製造に関する研究開発費、設備投資及び購入費用
	2) マルチソリューションによるCO ₂ 排出量の削減	・PHEV及びハイブリッド車（以下、「HEV」）の車両の開発・製造に関する研究開発費、設備投資及び製造原価 ・PHEV及びHEVの構成部品の開発・製造に関する研究開発費、設備投資及び購入費用 ・CN燃料（次世代バイオ燃料、合成燃料等）の開発に関する研究開発費

<環境に関する目標>

気候変動の緩和：2050年CNの実現、2030年時点の中間指標として、グローバル販売における電動化比率100%、BEV比率25%～40%

<関連する技術ロードマップ>

自動車分野

<SDGsとの整合>

3. すべての人に健康と福祉を
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を

2. 自社工場のCN化（グリーン/トランジション適格事業）

グリーンカテゴリー	適格クライテリア	事業概要
再生可能エネルギー	3) 工場内発電の脱炭素化	- 本社工場内発電設備の石炭からアンモニア専焼へ燃料転換を含む発電設備のCO₂ゼロエミッション化と、製造設備、製造工程のCN化に向けた研究開発費及び設備投資 - 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電への投資
	4) 再生可能エネルギーの調達	地域と連携したコーポレートPPAの活用を含めた再生可能エネルギー由来の電力等を外部から購入する際の調達支出
エネルギー効率	5) 自動車製造工程におけるエネルギー効率の改善	2035年にグローバル自社工場でのCN実現、及び2030年度に当社単体でのCO₂排出量を2013年度比で69%削減する目標に資する以下の投資 - 生産性改善及び業務効率化（生産性向上、品質改善、原価低減、シミュレーション検証等） - 設備の高効率化（照明のLED化、モーター駆動設備へのインバーター制御導入、空調設備の高効率化等） - 技術革新（塗装吹付塗着効率の向上、熱処理炉の低温化等）

<環境に関する目標>

気候変動の緩和：2035年にグローバル自社工場でのCN実現、2030年度に当社単体でのCO₂排出量を2013年度比で69%削減

<関連する技術ロードマップ>

電力分野、自動車分野

<SDGsとの整合>

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 13. 気候変動に具体的な対策を

3. 安全・安心なクルマ社会の実現（ソーシャル適格事業）

ソーシャルカテゴリー	適格クライテリア	事業概要
必要不可欠なサービスへのアクセス	6) 先進安全技術/高度運転支援技術	- 先進安全技術「i-ACTIVSENSE」（アイ・アクティブセンス）等の開発・製造に関する投資及びその他関連支出（研究開発費を含む） 「MAZDA CO-PILOT CONCEPT（マツダ・コ・パイロット・コンセプト）」に基づく高度運転支援技術等の開発・製造に関する投資及びその他関連支出（研究開発費を含む）

<社会に関する目標>

2040年を目途に自動車技術で対策が可能なものについては、自社の新車が原因となる死亡事故ゼロを目指す

<ターゲット層>

運転手・乗員・歩行者等（高齢者・子供・身体障がい者等の交通弱者を含む）

<SDGsとの整合>

- 3. すべての人に健康と福祉を

（2）プロジェクトの評価及び選定のプロセス

本フレームワークのもと調達された資金が充当される適格事業は、以下の関係部署が連携して、以下の事項を決定します。

関係部署

- ・コーポレートコミュニケーション本部 コミュニケーション統括部

- ・経営戦略本部 事業構造戦略部
- ・経営企画本部 計画管理部
- ・財務本部 経理部
- ・財務本部 資金部

決定事項

- ・債券またはローンの残存期間を通じ、対象事業の適格基準への準拠の検証（環境・社会に対して長期的にプラスの影響を与えるものに限って適格事業とする方針に基づく）
- ・適格事業が「調達資金の使途」で規定されている内容と一致していることの確認
- ・適格基準を満たさなくなった対象事業の入れ替え
- ・本フレームワークの内容を確認し、当社の事業戦略や技術、市場等に関する変更を本フレームワークに適宜反映・更新

環境リスク、社会リスクを低減するためのプロセス

当社は、事業の実施にあたって各国・各地域の法令を順守するほか、「マツダ企業倫理行動規範」に従い、誠実に公正な事業活動への取り組みを進めています。また、充当事業に関して仮にESG関連の論争を認識した場合、別の適格事業への調達資金の再充当を行うとともに、その旨のレポーティングを実施する予定です。

（３）調達資金の管理

当社の資金部は、本フレームワークに基づいて調達した資金を一般勘定で管理し、サステナブル・ファイナンスで調達した資金が適格事業に充当されるよう、内部管理プロセスを用いて、年次で追跡・管理します。未充当資金は、現金または現金同等物で管理されます。仮に事業が中止または延期となった場合には、認識した時点から12か月以内に、本フレームワークに準拠した事業に再度充当する予定です。

（４）レポーティング

当社は、資金充当状況及び環境改善効果、社会へのインパクトを当社ウェブサイト上で開示する予定です。

資金充当レポーティング

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金の充当状況につき、機密性を考慮し可能な範囲で、調達資金が全額充当されるまで年次で以下の内容を開示する予定です。

- ・適格グリーン/トランジション/ソーシャル事業毎の充当額
- ・未充当資金の残高及び未充当資金がある場合は、「調達資金の管理」の指針に沿った未充当資金の管理方法に関する情報
- ・新規・リファイナンスの割合

インパクト・レポーティング

当社は、本フレームワークに基づき調達された資金が充当された適格クライテリアにおける環境・社会へのインパクトにつき、合理的に実行可能な限り、償還または弁済されるまでの期間において、年次で資金充当した適格事業に応じた内容の全てまたは一部を開示する予定です。

1. Well-to-Wheel視点でクルマのCO₂排出量を削減（グリーン/トランジション適格事業）

適格クライテリア	レポーティング項目例
共通	・ 1 台あたりの平均CO ₂ 排出量（t-CO ₂ /台）
1) BEVの開発・生産	・ BEVの販売台数 ・ BEVのCO₂排出量の削減量等の環境改善効果（t-CO₂） ・ BEVの研究開発の進捗状況
2) マルチソリューションによるCO ₂ 排出量の削減	・ PHEV及びHEVの研究開発の進捗状況 ・ CN燃料の開発に関する研究開発状況

2. 自社工場のCN化（グリーン/トランジション適格事業）

適格クライテリア	レポーティング項目例
共通	・ グローバル自社工場におけるScope 1、2のCO ₂ 排出量の削減量（t-CO ₂ ）

3) 工場内発電の脱炭素化	・発電設備のCO ₂ ゼロエミッション化と、製造設備、製造工程のCN化に向けた研究開発の進捗状況
4) 再生可能エネルギーの調達	・再生可能エネルギー利用率 ・再生可能エネルギー消費量 (MWh)
5) 自動車製造工程におけるエネルギー効率の改善	・エネルギー効率の改善によるCO ₂ 排出量の削減量 (t-CO ₂)

3. 安全・安心なクルマ社会の実現（ソーシャル適格事業）

適格クライテリア	アウトプット例	アウトカム例	インパクト
6) 先進安全技術/高度運転支援技術	・先進安全技術/高度運転支援技術の搭載されたモデルの生産台数	・先進安全技術/高度運転支援技術の開発における進捗状況	・先進安全技術/高度運転支援技術を搭載したクルマの販売による安全・安心なクルマ社会の実現

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第158期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月26日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第159期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月27日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年2月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年2月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2025年2月28日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、主として以下のようなものがあります。

ただし、以下に記載する事項は、予想される主なリスクを記載したものであり、ここに記載されたものが当社グループのすべてのリスクではありません。なお、文中における将来に関する事項につきましては本発行登録追補書類提出日時点において当社グループが判断したものであります。

市場及び事業に関するリスク

(1) 当社グループの事業を取り巻く経済情勢

当社グループは、日本を始め北米、欧州、アジアを含む世界各地で製品を販売しており、それぞれの市場における景気動向や需要変動に強い影響を受けています。従いまして、当社グループの主要市場において、景気の減速または後退、需要構造の変化、需要減少、価格競争の激化等が進むことにより、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料、部品の調達

当社グループは、原材料及び部品の購入を複数のサプライヤーに依存しています。サプライチェーン全体を鳥瞰し、材料調達のスピードの最大化や種類を産む場所の近場化など、ムリ・ムラ・ムダを徹底的に取り除く取り組みを通じて、環境変化に対する耐性の強いサプライチェーンの構築に取り組んでおります。しかしながら、部品供給元企業が災害等により被災した場合等の供給能力の制約や物流機能の低下、需給の逼迫や契約条件の変更または破棄等により、当社グループの生産に必要な量を確保することが困難になる場合や、調達した原材料または部品の品質が不十分であった場合、また、電動化の進展により、新たに調達を行う電池などの電動車関連部品・材料についてタイムリーに適量を調達できない場合には、製品の生産状況の悪化を招く可能性があり、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社との提携、合併の成否

当社グループは、商品の開発、生産、販売に関し、技術提携や合併等の形で、他社と共同活動を実施、もしくは検討を行っています。これにより経営資源の最適化、集中化及び相乗効果を期待しています。しかしながら、経営、財務またはその他の理由により当事者間で不一致が生じた場合、あるいは、提携や合併の変更または解消等により、期待される結果を生まなかった場合には、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、意図しない提携や合併の変更または解消が、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場競争力

当社グループが製品を販売している自動車市場は、コネクティビティ技術、自動運転技術やシェアード・サービス、電動化技術に代表される新たな付加価値ビジネスの拡大、それに伴う異業種からの新規参入が相次ぐなど、産業構造が急激に変化しており、競争環境が激化・多様化しています。ブランド価値の維持発展を含む市場での競争力の維持強化は当社グループの成長にとって非常に重要であり、急激な変化に対応すべく製品の企画・開発・製造・販売等すべての領域において競争力の強化に向けた取り組みを進めています。しかしながら、想定を超える範囲とスピードで競争環境が変化した場合、技術力や生産上の問題、電動化を含めた規制対応等により、魅力ある製品を適切な時期に投入することが出来なかった場合、また、急速に多様化が進むお客様の価値観やニーズの変化に対応した流通網、販売手法を効果的に展開できなかった場合、販売シェアの低下や製品価格の低下を含め、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権による保護

当社グループは、事業の優位性を確保するために他社製品と区別化できる技術とノウハウの蓄積、それらの保護並びに、第三者の知的財産権に対する侵害予防に努めています。それにもかかわらず、認識または見解相違により、第三者からその知的財産権を侵害したとして訴訟を受け、当社グループとして製造販売中止、あるいは損害賠償などが必要となった場合には、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、特定の地域では当社グループの知的財産権が完全に保護されない場合があります。第三者が当社グループの知的財産権を無断使用して類似した製品を製造した場合、多額の訴訟費用のみならず製品区別化が図れないことによる販売減少により、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製品の品質

当社グループは、市場の要求に応えるべく品質改善に努める一方で、製品の安全性の確保にも最善の努力を注いでいます。しかしながら、電動化等に伴う新技術、機能向上、システムやソフトウェアの複雑化などに対して、予測できない原因により製品に欠陥が生じ、大規模なリコール等が発生した場合、特にサプライヤーではなく当社グループ責任として対応する場合、多額のコストの発生、ブランドイメージの低下、市場信頼性の失墜などにより、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報技術への依存

当社グループは、製品の開発、生産、販売など、様々なビジネス活動の遂行において、情報技術やネットワーク、システムを利用しています。また、当社製品にも、運転支援システムなど、これら技術を採用した装備が搭載されています。情報技術やネットワーク、システムには、安全な運用のため対策が施されていますが、インフラ障害、対策を上回るサイバー攻撃、コンピューターウイルスへの感染等によって、各種業務活動の停止、データの喪失、機密情報の漏洩、当社製品の機能低下などが発生する可能性があります。この場合、対策費用の発生、当社製品の信用の失墜やブランドイメージの毀損などにより、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンス、レピュテーション

当社グループは、全てのビジネス領域における法令等の遵守のため、従業員への業務に関連する法令教育や、コンプライアンス意識啓発活動等を通じた、コンプライアンス違反の未然防止対策を講じています。さらに、コンプライアンスに係る案件を察知した場合には速やかに対応する体制も整備しており、当社グループの社会的信用や評判に与える影響を防いでいます。しかしながら、将来にわたって法令違反が発生する可能性は皆無ではなく、法令違反の事実、あるいは対応の内容や迅速性等が不十分な場合には、当社グループの社会的信用や評判に悪影響を及ぼし、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人権尊重

当社グループは、「人と共に創る」という価値観のもと、「人権尊重は全ての企業活動における根幹」と考える人権尊重の基本姿勢と取り組みを内外にコミットする「マツダ人権方針」を2023年8月に策定しました。同方針に基づき、第三者機関のサポートを得ながら人権デュー・ディリジェンス及び是正・救済措置の整備、人権教育・啓発活動、ならびにサプライチェーンにおける各国法令遵守の取り組みを進めています。しかしながら、グローバルで人権リスクが高まっているなか、法規等への適正かつタイムリーな対応が出来なかった場合には、社会的信用やブランドイメージの低下により、当社グループの事業活動や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 気候変動

気候変動が当社グループの事業に及ぼすリスクについては、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 気候変動への取組 - TCFD提言 への対応」をご参照ください。

(11) 人材の確保と育成

当社グループは「最大の経営資源は人である」と考えており、どこよりも「人」がイキイキしている企業を目指しています。CASEやカーボンニュートラルに代表される時代の要請に応えるため、高度専門的な領域で活躍いただける「人」の確保をより積極的に目指すだけでなく、多様な価値観を持つ従業員が最大活躍できるよう、働き方の多様化を踏まえた育成強化や自律的に働くことができる制度・環境整備、新たな価値創造に果敢に挑戦できる文化・風土作りを推進していきます。

しかしながら、採用競争の激化により計画通りの採用が行えなかった場合や、人材流動性の高まりにより離職率が増加した場合、もしくは人材育成や職場風土の改善などが計画通りに進まず、当社グループの「人」が活躍できない場合には、中長期的に当社グループの経営や事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

金融・経済に係るリスク

(1) 為替レートの変動

当社グループは、日本から世界各地域へ製品を輸出しているほか、海外の工場で製造した製品を世界の他の市場へ輸出するなど、グローバルな事業活動を展開しています。これらの取引は様々な通貨を通じて行われているため、為替レートの変動は当社グループの経営成績と財政状態に影響を与えます。加えて、海外の現地通貨建の資産・負債等を円換算しているため、為替レート変動により、為替換算調整勘定を通じて自己資本に悪影響を及ぼす可能性があります。また、為替レート変動リスクを最小限にするために為替予約を行っていますが、為替レ

ートの変動状況によっては機会損失が発生する可能性があります。

(2) 原材料価格の上昇

当社グループは、原材料及び部品の購入を複数のサプライヤーに依存しています。地政学リスクの高まりや需給の逼迫及び環境規制などの要因による原材料の価格や物流費、エネルギー価格の高騰や人件費の上昇等により、当社グループ及びサプライヤーのコストが上昇し、生産性向上などの内部努力による製造コストの低減や当社製品価格への転嫁などによりその影響を吸収できない場合、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金調達環境の変化と金利の変動等

当社グループは、銀行からの借入に加え、株式及び社債の発行等により資金調達を行っています。しかしながら、今後、金融市場が混乱した場合、税制改正や政府系金融機関の制度変更等がなされた場合、もしくは当社グループの信用格付けが引き下げられた場合等においては、資金調達コストの増加や必要とする金額の資金調達が困難となること等により、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの有利子負債には金利変動の影響を受けるものが含まれており、金利上昇により金融コストが上昇した場合には、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの財務内容の悪化が一部借入金等の財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失することとなった場合には、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

政治・規制・法的手続・災害等に関するリスク

(1) 環境等に関する法的規制

当社グループは、事業展開する各国において、燃費及び排気ガス、車両の安全性、製造工場からの汚染物質排出レベルに関する規制などの環境規制のほか、労働規制など、様々な法的規制を受けています。とくに昨今、カーボンニュートラル化への要求が世界的に急速に高まっています。当社グループとしても、企業としての社会的責任を果たすため、「Well-to-Wheel（燃料採掘から車両走行まで）」視点に加えて、クルマの製造、物流、廃棄、リサイクルまでカバーするライフサイクルアセスメント（LCA）視点でのCO2削減に向けて、各国の電源事情や使用環境、お客様の多様性やご要望を踏まえた、電動化のマルチソリューションにより課題解決に取り組んでおります。しかしながら、今後、欧米等における更なる政策や法的規制の強化によるコストの増加などにより、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 国際的な事業活動に伴うリスク

当社グループは、日本を始め世界各地域で製品を販売しており、米国、欧州及び発展途上市場や新興市場を含む海外市場において事業活動を行っています。これらの海外市場での事業展開には以下のようなリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 不利な政治、経済要因
- ・ 法律または規則の変更による障害
- ・ 関税などの輸出入規制、不利な税制及びその他の規制
- ・ 検疫強化や船舶不足等による製品物流の逼迫
- ・ 人材の採用と確保の難しさ
- ・ 未整備のインフラ
- ・ ストライキ等の労働争議
- ・ テロ、戦争あるいは新型コロナウイルス感染症のような疾病その他の要因による社会的混乱や規制

(3) 自然災害や事故に関するリスク

当社グループは、製造設備等の主要施設に関して、防火、耐震対策などを実施すると共に、財務リスクを最小化すべく災害保険加入等の対策を行っています。しかしながら、大規模な地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害及び火災等の事故の発生により製品供給に重大な支障を来したした場合、当社グループの経営成績と財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

マツダ株式会社 本社

(広島県安芸郡府中町新地3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 マツダ株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 毛籠 勝弘

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

755,532百万円

(参考)

(2021年11月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
918.0円	×	631,803,979株	=	579,996百万円

(2022年11月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
1,091.0円	×	631,803,979株	=	689,298百万円

(2023年11月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
1,578.5円	×	631,803,979株	=	997,302百万円

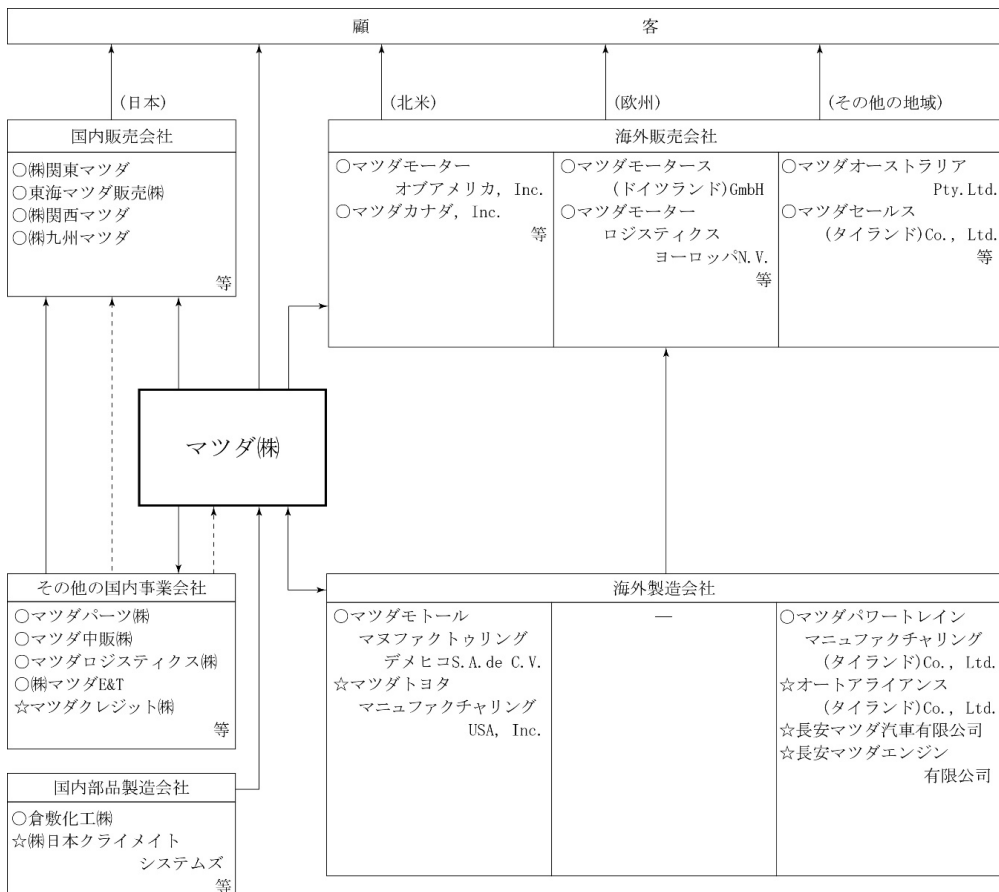
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社グループは、当社、連結子会社70社及び持分法適用会社20社（2024年12月31日現在）で構成され、主として、自動車及び同部品の製造・販売、並びにこれらに関連した事業を行っております。

国内では、自動車は当社が製造し、自動車部品は当社及び倉敷化工㈱などが製造しております。海外においては、自動車及び同部品のマツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、オートアライアンス(タイランド)Co., Ltd.などが製造しております。当社グループにおいて製造された自動車及び同部品は、国内においては、㈱関東マツダ、東海マツダ販売㈱などの販売会社が顧客に販売するとともに、一部の大口顧客に対しては当社が直接販売しております。海外においては、北米はマツダモーターオブアメリカ, Inc.、欧州はマツダモーターズ(ドイツランド)GmbH、その他の地域はマツダオーストラリアPty. Ltd.などが販売しております。

当社グループの事業における当社及び主要な会社の位置付け及びセグメントとの関係は、概ね以下のとおりであります。なお、以下の「日本」、「北米」、「欧州」、「その他の地域」は、セグメントと同一の区分であります。



○連結子会社 ☆持分法適用会社
 → 製品の流れ
 -----> サービスの流れ

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第154期	第155期	第156期	第157期	第158期
決算年月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (百万円)	3,430,285	2,882,066	3,120,349	3,826,752	4,827,662
経常利益 (百万円)	53,091	28,251	123,525	185,936	320,120
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	12,131	△31,651	81,557	142,814	207,696
包括利益 (百万円)	△5,068	20,457	129,823	165,465	332,132
純資産額 (百万円)	1,205,846	1,195,830	1,316,697	1,456,801	1,757,378
総資産額 (百万円)	2,787,640	2,917,414	2,968,148	3,259,251	3,791,768
1株当たり純資産額 (円)	1,865.63	1,876.40	2,065.74	2,285.21	2,757.74
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	19.26	△50.26	129.49	226.71	329.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	19.25	—	129.38	226.52	329.38
自己資本比率 (%)	42.1	40.5	43.8	44.2	45.8
自己資本利益率 (%)	1.0	△2.7	6.6	10.4	13.1
株価収益率 (倍)	29.7	—	7.0	5.4	5.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,834	120,058	189,155	137,424	418,895
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△127,578	△78,862	△136,237	△99,427	△179,889
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△24,274	99,348	△86,405	△89,863	△84,704
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	567,994	738,793	740,385	717,093	919,265
従業員数 (人)	50,479	49,786	48,750	48,481	48,685

- (注) 1. 第155期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 第155期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第154期	第155期	第156期	第157期	第158期
決算年月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (百万円)	2, 584, 322	2, 135, 873	2, 339, 290	3, 000, 360	3, 636, 113
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	△13, 060	△23, 083	130, 014	102, 591	226, 555
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	△23, 870	△35, 813	84, 529	89, 771	137, 731
資本金 (百万円)	283, 957	283, 957	283, 957	283, 957	283, 957
発行済株式総数 (千株)	631, 803	631, 803	631, 803	631, 803	631, 803
純資産額 (百万円)	1, 001, 820	966, 004	1, 062, 218	1, 118, 720	1, 280, 920
総資産額 (百万円)	2, 090, 940	2, 309, 305	2, 327, 779	2, 467, 387	2, 718, 102
1 株当たり純資産額 (円)	1, 590. 25	1, 533. 24	1, 685. 70	1, 775. 08	2, 032. 19
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり 中間配当額) (円)	35. 00 (15. 00)	— (—)	20. 00 (—)	45. 00 (20. 00)	60. 00 (25. 00)
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△37. 90	△56. 86	134. 20	142. 50	218. 60
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	134. 09	142. 38	218. 42
自己資本比率 (%)	47. 9	41. 8	45. 6	45. 3	47. 1
自己資本利益率 (%)	△2. 3	△3. 6	8. 3	8. 2	11. 5
株価収益率 (倍)	—	—	6. 8	8. 6	8. 0
配当性向 (%)	—	—	14. 9	31. 6	27. 4
従業員数 (人)	22, 480	22, 611	22, 652	22, 832	23, 124
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	49. 0 (88. 2)	75. 7 (122. 8)	77. 8 (122. 3)	107. 0 (125. 9)	154. 7 (173. 9)
最高株価 (円)	1, 370. 0	1, 000. 0	1, 116. 0	1, 351. 0	1, 961. 0
最低株価 (円)	543. 0	505. 0	715. 0	843. 0	1, 128. 0

- (注) 1. 第158期の1株当たり配当額には、特別配当5円が含まれております。
2. 第154期及び第155期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第154期及び第155期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第156期の期首から適用しており、第156期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

